

奈良県環境保全型農業推進基本方針

平成20年3月31日策定

平成21年6月30日改正

1 基本的な考え方

(1) 地域農業の現状と課題

本県は、紀伊半島の中央部に位置し、県北部には大和平野、それを取り囲むように生駒山系、吉野山系、大和高原を有し、平成17年の農家戸数約30,600戸、農地面積23,300haとなっている。

大和平野地域には、水田の76%が集中し、水稻栽培を中心に、集約度の高い園芸作物が栽培され、また、五條吉野地域ではカキ、大和高原地域では茶の生産を中心とした農業経営が展開されている。さらに、県東部や西部地域では畜産業が盛んである。

県内では、環境保全型農業を推進するため、技術開発を行い、農業者向けの各種講習会の実施や実証圃の設置、巡回指導等を通じて、土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用量低減を図るための環境保全型農業の普及・定着を進めてきたところである。

また、県内のエコファーマー数は、平成13年度末に13人、15年度末108人、17年度末365人、19年度末594人と着実に増えており、環境保全型農業に積極的に取り組む農業者が増加している。

しかし、現在の環境保全型農業の課題としては、エコファーマーが存在する地域やその取組み品目には偏りがみられ、その取組みは点的なものにとどまっていることが挙げられ、今後、エコファーマーの増加に向けて、エコファーマーの相互の技術面の交流や販売・出荷面での連携などの取組みを通じて面的な普及を図る必要がある。

平成19年度から始まった農地・水・環境保全向上対策（営農活動支援）等を活用し、農業者・農業者組織への普及啓発を行い、環境負荷の少ない農業の県内での普及定着への取組を推進していく。

さらに、化学肥料や農薬の使用など環境への負荷を必要最小限にとどめる農業やそれらを基本的に使用しない有機農業を推進することが必要であるが、県内での取組が少ない状況にあり、平成18年12月に施行された「有機農業の推進に関する法律」に基づき推進が求められている。

また、県内で発生している稲わらや畜産排せつ物などの有機性資源を土づくり資材として農業分野で有効利用することが求められているが、一部では適正量を超えた施用も見られることから、土づくり資材の適正施用の推進もあわせて取り組む必要がある。

さらに、食料の安全・安心への国民の関心が高まる中で、消費者ニーズに対応した良質な農産物の供給の促進も大きな課題となっている。本県では、平成17年に農薬や肥料の使用状況等の生産履歴情報を消費者からの要請に応じて県が認定した確認機関が開示する奈良県産情報開示農産物の表示制度を創設し、今後、県内産農産物に対する消費者の信頼性向上をさらに図るため、対象品目を拡充し、安全・安心な県内産農産物を幅広く消費者に提供する取組を推進する必要がある。

(2) 今後の推進方向

前述のような現状と課題を踏まえ、今後は、農業者が取り組みやすい技術の開発や体系づくりをすすめ、エコファーマーや有機農業者等の組織的な活動を推進することにより、集落や出荷組織などで農業者がまとまりをもって取り組めるよう支援することで、環境保全型農業の面的な拡大を図る。

あわせて、奈良県産情報開示農産物の表示制度の認知度向上と普及浸透などを通じて、消費者や流通関係者に対して環境保全型農業への理解を深める活動や、農業者への支援が得られる環境づくりを行う。

これらの活動を効果的に進めるため、幅広い農業者の協力を得つつ、流通業者、消費者、学識経験者のほか、市町村、農協等の関係機関との連携を積極的に進める。

2 推進体制及び方策

(1) 推進体制

県は、環境保全型農業を推進するため、市町村、農協等関係機関及び農業団体と連携をとりながら、生産者や流通業者、消費者の代表等によって構成される奈良県環境保全型農業推進協議会等から助言を得て、環境保全型農業の普及定着をすすめていくこととする。

(2) 推進方策

【普及啓発活動】

環境保全型農業の推進のためには、実施者である農業者への普及啓発とあわせ、消費者や流通業者等に対して環境保全型農業に取り組む農業者への理解と支援を得るためのPRが必要である。

①環境保全型農業講習会の開催等

県は、環境保全型農業を推進するため、さまざまな機会を捉えて環境と調和のとれた農業生産活動規範の周知と点検シートの活用、総合的病害虫・雑草管理（IPM）と適正農業規範（GAP）の取り組みを図る。

また、集落や出荷組織、エコファーマーグループ等の組織を主な対象として、新たに開発された技術に関する現地実証や講習会、講演会を実施して、現場への導入、普及並びに定着を図る。

また、市町村や農協、集落等が開催する講習会や講演会に関しても、必要に応じ支援・助言を行う。

②消費者への取り組みのPR等

県は、奈良県農業が環境に配慮した農法によって取り組まれており、地域の環境保全に貢献するとともに、安心して食べられる農産物を生産していることを消費者が理解を深めるとともに、生産地と消費地の結びつきを強めるための取り組みを進める。

その一方策として、奈良県産情報開示農産物の表示制度を活用し、生産方法を開示することで安全で安心できる農産物の供給とともに、環境保全への取り組みに関してもPRする。

【普及定着を図る主な技術】

① 適正な土づくりと効率的な施肥の推進

- ・施肥基準や、土壌診断・生育診断に基づく適正な施肥管理
- ・耕種農家と畜産農家との連携による家畜ふん尿リサイクルと土づくり
- ・緑肥作物のすき込みによる土づくり
- ・適正な水管理
- ・肥効調節型肥料や有機質肥料の利用
- ・側条施肥田植機等の利用による局所施肥

② 適切で効率的な防除の推進

- ・病虫害発生予察による適期防除
- ・機械による条間・株間等の除草
- ・アイガモやコイ等除草用動物による除草
- ・センチュウに抑制効果のあるマリーゴールド等、対抗植物の利用
- ・防虫ネット被覆や袋かけ等による病虫害の抑制
- ・化学合成農薬から生物農薬やフェロモン剤への代替利用
- ・マルチフィルム等による雑草の抑制
- ・温湯種子消毒による水稻・小麦等の種子消毒剤の削減・抵抗性品種・台木利用による病虫害の抑制
- ・ほ場周辺の除草の徹底によるほ場内への病虫害侵入抑制

③ その他

- ・クリーニングクropp等を組み込んだ合理的な輪作体系の普及・定着
- ・使用済みプラスチックの適正な処理

3 取組目標

- ・土づくりを基本に、化学肥料、化学合成農薬の使用を減少させる取り組みを行う農業者（エコファーマー）の増加
（平成20年3月末594名 → 平成23年度末1,000名）
- ・水稻の温湯種子消毒技術の利用
（平成18年度 約1% → 平成23年度 10%）